

## 資料 2

火山噴火緊急観測検討作業部会（第1回）  
H29.7.21

### 火山噴火緊急観測検討作業部会の検討内容について（案）

噴火の予兆が把握された場合や噴火が発生した際に、次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）として緊急観測を実施するかどうかの判断を行うため、現地に専門家を派遣する。派遣された専門家が緊急観測を実施するかどうかの調査を行う。

#### 1. 専門家を派遣する基準について

- 緊急観測（専門家の派遣）を実施する対象となる火山は、平常時の火山活動からの高まりを把握することが可能な、気象庁が24時間体制で監視を行っている常時観測火山（平成29年7月21日現在で50火山）を中心になると考えられる。
- 専門家を派遣する基準は、噴火の予兆が把握された時と噴火発生時に分けて検討する。

※本プロジェクトのアウトプットに資する緊急観測を実施する必要がない場合や、観測機器や観測手法を適用する意義がない場合は、基本的には実施は不要だと思われる。

※大学の観測所がある火山については、観測所の研究者から火山の状況を連絡して頂くことを基本とする。

（専門家の派遣を火山噴火緊急観測検討作業部会で検討する基準）

##### （1）噴火の予兆が把握された時

- ① 気象庁が火山の状況に関する解説情報（臨時）あるいは噴火警報を発表した場合
- ② その他、プロジェクト・リーダー（PL）が専門家を派遣する必要があると判断した場合

##### （2）噴火発生時について

- 重大噴火事象発生時（例：2014年御嶽山の噴火、2015年口永良部島の噴火等）  
重大噴火事象発生時には、緊急研究対応として、科学研究費補助金（特別研究促進費）（以下「突発科研費」という。）の交付を申請するが、突発科研費の交付内定には噴火後、概ね2週間程度かかる（参考資料2-1参照）。交付内定までに貴重なデータを取得するため、緊急観測が必要であると考えられる。

したがって、専門家を派遣するとともに、緊急観測を速やかに実施する体制の構築が望まれる。

※本プロジェクトとしての緊急観測は、突発科研費交付までの初動調査を実施することを主眼とする。突発科研費交付後は、突発科研費で取得したデータや調査結果をもとに本プロジェクトのアウトプットに資する解析等を実施する。

○ 重大噴火事象ではない噴火発生時

① 噴火発生前に噴火警戒レベル2以上の火山について

気象庁が噴火速報を発表した場合（噴火警戒レベルで定めている「警戒が必要な範囲」を超える可能性のある噴火が発生した場合等）に専門家を派遣する。

② 噴火発生前に噴火警戒レベル1の火山

規模の大小によらず噴火が発生した場合（気象庁が「噴火に関する火山観測報」を発表した場合等）に専門家を派遣する。

③ その他、プロジェクト・リーダー（PL）が専門家を派遣する必要があると判断した場合

※普段から噴火を繰り返している火山で同規模程度の噴火が発生した場合は、専門家の派遣は基本的に不要であると思われる。

（論点）

- ・噴火の予兆が把握された時の専門家の派遣を検討する基準について、気象庁が火山の状況に関する解説情報（臨時）あるいは噴火警報を発表した場合以外の基準があるか。あればどのような場合か。
- ・噴火発生時の専門家を派遣する基準について、より適切な基準があるか。

## 2. 派遣する専門家について

- 噴火の予兆が把握された時、噴火発生時とともに、派遣する専門家についてはPLが判断し、指名する。派遣された専門家は、火山の状況の確認を行い、緊急観測を実施するかどうかの判断を行う。
- 派遣する専門家として、基本的には該当する火山の近くの研究者あるいは該当する火山を観測している研究者が中心になると思われる。

（論点）

- ・派遣する専門家の選定について何か望まれることはあるか（実施要領に規定することはあるか）。
- ・派遣した専門家が現地で実施することは何か。

### 3. 緊急観測で実施する調査内容と体制について

- 緊急観測は、本プロジェクトで開発している調査技術や機器が当該火山活動の調査観測に有効であり、かつ本プロジェクトの目的の達成に資すること、及び人的・予算的に本プロジェクトの中で対応可能な場合に実施する。
- 基本的に本プロジェクト全体で緊急観測を実施する。
- 緊急観測を行う体制と調査観測項目については火山噴火緊急観測検討作業部会で検討する。
- 実施内容は、基本的に業務計画書に記載した内容を実施する。

※噴火の予兆が把握された時は、火山研究人材育成コンソーシアムの受講生が調査観測に参加することが望まれる。

※火山噴火予知連絡会に総合観測班が設置された場合は、本プロジェクトで実施する緊急観測を総合観測班で実施する計画に盛り込む。

#### (論点)

- ・実施計画にないことで緊急対応として実施する必要のある調査観測はあるか。
- ・プロジェクトの成果としてどういうことを出せるか（緊急観測で得られた成果は、本プロジェクトの成果として報告する）。
- ・火山研究人材育成コンソーシアムの受講生が噴火発生時に調査観測に参加することは可能か。

### 4. 本プロジェクト以外で実施する調査観測との関係について

#### ① 火山噴火予知連絡会に置かれる総合観測班（参考資料2-2 参照）との関係について

##### (考え方)

- ・火山噴火予知連絡会に総合観測班が設置された場合は、本プロジェクトで実施する緊急観測を総合観測班で実施する計画に盛り込む。

#### ② 気象庁の火山機動観測班との関係について

火山の噴火その他の顕著な火山現象が発生または発生する恐れがある場合に、気象庁が火山機動観測班を現地に派遣することが想定される。専門家の派遣や緊急観測の実施に際しては、気象庁の機動観測班と密に連絡を取り合い、連携することが望まれる。

※気象庁の火山機動観測班・・・火山活動の推移を的確に把握するため各種観測機器の展開・強化を進めると同時に、表面現象の観測や火山ガスの観測、降灰調査等を実施している

## 5. その他、必要な事項について

### ① 緊急観測を実施するための手続きについて

#### ○ 対象火山の変更

業務計画書に

「ただし、火山噴火緊急観測検討作業部会の検討に基づき、プロジェクト・リーダーが、緊急観測の実施を決定した場合は、対象火山を変更することができる」と記載する。

### ② データの提供

#### (1) 次世代火山研究推進事業の課題Aへの提供

緊急観測で得たデータは、次世代火山研究推進事業の課題Aに提供する。

#### (2) 緊急観測で実施した結果の提供

緊急観測で実施した結果は、気象庁・地元自治体へ参考情報として提供する。

#### (論点)

- ・自治体との連携・協力関係について、どういうことが望まれるか。